

見附市告示第51号

見附市地域ふるさとづくり活動交付金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月31日

見附市長 稲田 亮

見附市地域ふるさとづくり活動交付金交付要綱の一部を改正する要綱

見附市地域ふるさとづくり活動交付金交付要綱（平成19年見附市告示第74号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号の表人口割の項中「当該年度の4月1日」を「前年度の1月1日」に、「200円」を「190円」に改め、同表高齢者加算の項中「当該年度の4月1日」を「前年度の1月1日」に、「200円」を「190円」に改め、同表子ども加算の項中「当該年度の4月1日」を「前年度の1月1日」に、「250円」を「240円」に改め、同表人口激減加算の項を削り、同表中「

チャレンジ枠（地域課題の解決及び地域の活性化を図るため、新設し、又は拡充して実施する事業に要する経費を対象に加算するものをいう。）	400,000円を基本額とし、当該事業を実施するために必要と認める額
---	------------------------------------

」を「

チャレンジ枠（地域課題の解決及び地域の活性化を図るため、新設し、又は拡充して実施する事業（他の地域コミュニティと連携して行う新規事業及び未連携の既存事業を含む。）に要する経費を対象に加算するものをいう。）	400,000円を基本額とし、当該事業を実施するために必要と認める額
--	------------------------------------

」に改め、同項第3号中「地域コミュニティ交通支援事業費」を「地域交通支援事業費」に改め、「燃料代実費相当額及び」を削り、「市長が必要と認めた額の合計額」を「要する経費として、次に掲げる経費の区分に応じ、それぞれに定める算定額を合計した額」に改め、同号に次のように加える。

ア 運行管理費

(ア) 燃料費 交付対象活動に要する燃料費の相当額

(イ) 任意保険料（一定の要件を満たす保険に係るものに限る。）の相当額

イ 定期運行費 1日当たり2,000円

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に交付の決定を受けた地域ふるさとづくり活動交付金については、なお従前の例による。